

公立八女総合病院企業団 産業廃棄物収集運搬処理業務委託仕様書

1 目的及び受託者の責務

この仕様書は、公立八女総合病院企業団（以下「甲」という。）の産業廃棄物収集運搬処理業務（以下「本業務」という。）に関する業務内容及びその他必要な事項を示したものであり、受託者（以下「乙」という。）は、本業務の実施に当たって業務の性質上当然行わなければならない事項はもとより、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に附帯する業務で重要と認められる事項については相当の幅を持って許容し、契約金額の範囲の上、常に甲と協議し、信義に従って誠実に本業務を履行するものとする。

2 業務実施期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 業務実施場所

以下の施設から排出される産業廃棄物を対象とする。

福岡県八女市高塚540番地2 公立八女総合病院

福岡県八女市立野362番地1 みどりの杜病院

福岡県八女市黒木町湯辺田270番地 介護老人保健施設 回寿苑

4 業務内容

乙は、以下の業務を関係法令に基づき、適正に実施するものとする。なお、許可内容に変更が生じた場合は、速やかに甲へ通知し、併せて許可証の写しを提出すること。

- (1) 甲から排出される産業廃棄物の収集運搬
- (2) 許可を受けた処理施設における適正な処分
- (3) 焼却（溶融）処理を基本とし、残渣物は埋立又はリサイクルによる処分すること
- (4) 甲から排出される特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）については、特別管理産業廃棄物処理基準を遵守し、収集・運搬から処分まで一貫して適正に処理すること。

5 処理施設及び処理ルート

- (1) 乙は、産業廃棄物処分業の許可を有する施設を使用すること。
- (2) 乙は、本業務に使用する全ての処理施設について、名称、所在地、処理方法、許可番号を記載した一覧表を甲に提出すること。
- (3) 乙は、収集から最終処分までの処理ルートを図示した処理ルート図を提出し、甲の確認を受けること。
- (4) 処理施設に変更が生じた場合は、速やかに甲へ通知し、変更後の許可証の写し及び処理ルート図を再提出すること。

6 年間排出予定量及び回収頻度

甲が乙に委託する年間排出予定量及び回収頻度は別紙に定める。

7 容器の形状及び費用負担

- (1) 感染性廃棄物のうち鋭利なものは、耐貫通性の容器を使用すること。
- (2) 感染性廃棄物のうち非鋭利なものは、堅牢な容器（段ボール等）を使用すること。
- (3) 液状及び泥状の廃棄物は、内容物が漏れないように密閉容器を使用すること。
- (4) 感染性廃棄物の容器には、バイオハザードマークを表示すること。
- (5) 非感染性廃棄物には、収納性及び耐久性に優れた袋を使用すること。
- (6) 容器の形状は、現行のものを基本とし、変更可能な容器については、甲乙協議のうえ決定すること。

8 産業廃棄物管理票

- (1) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム（JWNET）を使用し、委託した産業廃棄物が適正処理されたか確認する。
- (2) 電子マニフェストの発行に係る費用は、委託料に含むものとする。

9 乙の責務

(1) 守秘義務

乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び契約期間が終了した後においても同様とする。なお、乙は、研修等を通じて業務従事者に対して、プライバシーの保護の重要性を十分に認識させるなど、個人情報保護の保護に万全を期すること。

(2) 業務中の服装等

乙は、作業時に適切な服装を着用し、用具の整備及び安全対策を講じること。

(3) 事故の防止

乙は、安全管理に努め、事故の防止を図ること。

(4) 事故等の報告

乙は、事故等が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに甲へ報告すること。甲の業務に支障を及ぼす恐れがある場合は、事前に甲へ連絡すること。

(5) 契約の解除

本仕様書に従わない場合、本仕様書を履行する見込みがない場合及び提出書類や業務報告等で虚偽の申告を行った場合等において、甲は業務の全部又は一部について、一方的に中止を命令することができる。さらに、以降の契約を解除することができる。

(6) 損害賠償責任

乙は、その責に帰すべき事由により業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項、内容変更事項及び甲乙間において疑義が生じた事項については、甲乙間で協議のうえ決定するものとする。
- (2) 本業務の実施期間中に、廃棄物処理に関する法令、条例、又は関連する基準等が改正された場合、甲乙は当該改正法の趣旨に基づき、速やかに協議し、契約内容又は業務方法を見直すものとする。

別 紙

公立八女総合病院

品名	年間排出予定量	単位	回収頻度	備考
感染性廃棄物	84,000	kg	週5回	－
廃プラスチック類	7,000	kg	週3回	－
ガラス・陶磁器くず	1,600	kg	週3回	－
引火性廃油（キシレン廃液）	400	kg	年6回程度	－
廃酸（ホルマリン廃液）	1,300	kg	年6回程度	－
廃油（食用油）	70	kg	年6回程度	－
50ℓプラスチック容器	1,200	個	－	※2
50ℓダンボール	14,000	個	－	※3
60ℓダンボール	2,000	個	－	※4
10ℓポリ容器	20	個	－	※5

みどりの杜病院

品名	年間排出予定量	単位	回収頻度	備考
感染性廃棄物	800	kg	週1回	－
20ℓプラスチック容器	10	個	－	※1
50ℓプラスチック容器	50	個	－	※2
50ℓダンボール	150	個	－	※3

介護老人保健施設回寿苑

品名	年間排出予定量	単位	回収頻度	備考
感染性廃棄物	100	kg	2か月に1回	－
廃プラスチック類	40	kg	2か月に1回	－
ガラス・陶磁器くず	10	kg	2か月に1回	－
60ℓダンボール	10	個	－	※4
10ℓポリ容器	10	個	－	※5

備考（容器仕様）

- ※1 20ℓプラスチック容器：サンペールK#20（ふた付き）又は同サイズのもの
 ※2 50ℓプラスチック容器：サンペールK#50（ふた付き）又は同サイズのもの
 ※3 50ℓダンボール：内寸402×295×422mm（長辺×短辺×高さ）
 ※4 60ℓダンボール：内寸394×394×387mm（長辺×短辺×高さ）
 ※5 10ℓポリ容器：外寸255×155×310mm（長辺×短辺×高さ）程度の密閉容器